

令和 2 年 9 月 7 日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

米国の合衆国法典におけるスパイ行為を禁じる規定

米国では、スパイ行為 (espionage) は、合衆国法典 (United States Code: USC) において、(1)国防情報の収集・提供の禁止等 (USC 第 18 編第 793-798 条)¹の規定を中心に、(2)米国政府の職員・被雇用者による機密指定情報等の提供の禁止等 (USC 第 18 編第 952 条²、第 50 編第 783 条³)、(3)機密指定情報の権限のない移転・保持の禁止等 (USC 第 18 編第 1924 条)⁴、(4)機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報の入手・提供等の禁止等 (USC 第 18 編第 1030 条⁵、USC 第 42 編第 2274 条⁶)、(5)情報部門職員等の身元の保護等 (USC 第 50 編第 3121 条)⁷ 等の規定により禁じられている⁸。

主な規定の禁止事項及び罰則は以下のとおりである (下線は保護対象の情報等)。

(1) 国防情報の収集・提供の禁止等 (USC 第 18 編第 793-798 条)

- 米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、国防情報を収集又は権限のない者に提供すること (罰金又は 10 年以下の自由刑又はその併科)
- 米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、国防情報を外国政府に提供すること、戦時に敵国に有益となることを意図しながら米軍の部隊移動や装備等の情報を提供すること (死刑又は終身・有期の自由刑又はその併科)
- 大統領が指定する軍事施設の写真撮影や図面・地図の作成、それらの公表、販売等を行うこと (罰金又は 1 年以下の自由刑又はその併科)

(2) 米国政府の職員・被雇用者による機密指定情報等の提供の禁止等 (USC 第 18 編第 952 条、第 50 編第 783 条)

- 米国政府の職員・被雇用者が外交情報 (外交暗号や通信) の公表等を意図的に権限なく行うこと (罰金又は 10 年以下の自由刑又はその併科)
- 米国政府の職員・被雇用者が外国政府関係者等に対し機密指定情報を権限なく提供すること、

¹ 1917 年防諜法 (Espionage Act of 1917) によって定められた。以後数次の改正を経て現行の規定に至る。以下同じ。

² 1948 年の犯罪及び刑事手続改正法 (Act to revise, codify, and enact into positive law, Title 18 of the United States Code, entitled “Crimes and Criminal Procedure”)。

³ 1950 年国内安全保障法 (Internal Security Act of 1950)。

⁴ 1995 会計年度情報権限法 (Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 1995)。

⁵ 1984 年偽造アクセス機器及びコンピュータ詐欺・濫用法 (Counterfeit Access Device and Computer Fraud and Abuse Act of 1984)。

⁶ 1954 年原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1954)。

⁷ 1982 年情報元保護法 (The Intelligence Identities and Protection Act of 1982)。

⁸ Stephen P. Mulligan and Jennifer K. Elsea, “Criminal Prohibitions on Leaks and Other Disclosures of Classified Defense Information,” CRS Report, R41404, March 7, 2017, pp.2-12; 「我が国の現行法制度・諸外国の制度の概観」情報保全の在り方に関する有識者会議 (第 2 回) 説明資料, 平成 21 年 8 月 24 日 内閣官房ウェブサイト <<http://www.was.go.jp/jp/seisaku/hozen/090824/siryou.pdf>>

また、外国政府関係者等が米国政府の職員・被雇用者から機密指定情報を直接・間接に入手すること（1万ドル以下の罰金又は10年以下の自由刑又はその併科）

(3) 機密指定情報の権限のない移転・保持の禁止等（USC 第18編第1924条）

○米国政府職員等が機密指定情報を自ら保有する意図で本来許可されていない場所に権限なく移転すること（罰金又は5年以下の自由刑又はその併科）

(4) 機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報の入手・提供等の禁止等（USC 第18編第1030条、USC 第42編第2274条）

○米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、権限なくコンピュータにアクセスし、機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報（核兵器の設計・製造・利用、特殊核物質の製造、エネルギー製造における特殊核物質の利用等に関連した諸情報）を入手すること又は権限のない者に提供すること（累犯の場合は罰金又は20年以下の自由刑又はその併科、それ以外の場合は罰金又は10年以下の自由刑又はその併科）

○米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、核兵器の設計・製造等に関連した情報を合法又は違法に保有し、他者に提供すること（意図した上で行った場合は終身・有期の自由刑又は10万ドル以下の罰金又はその併科、認識した上で行った場合は10年以下の自由刑又は5万ドル以下の罰金又はその併科）

(5) 情報部門職員等の身元の保護等（USC 第50編第3121条）

○非公然活動に携わる情報部門職員等（情報部門職員、エージェント、情報提供者及び情報源）の特定につながる機密情報へのアクセス権限を有する者が、権限のない者に当該情報の意図的な開示を行うこと（罰金又は15年以下の自由刑又はその併科）

○機密情報へのアクセスの結果、情報部門職員等の身分を知った者が、権限のない者に当該情報の意図的な開示を行うこと（罰金又は10年以下の自由刑又はその併科）

担当：外交防衛課 青井佳恵